

公益社団法人 日本青年会議所

日本JCバッジ使用に関する規程

附 則

この規程の変更規定は平成25年11月16日から施行する。

(目的)

第1条 本規程は会員が使用するバッジについての種類を指定する。

(バッジの種類)

第2条 バッジは、正規マーク又は類似マークを付した物品であり、それぞれ『正規バッジ』、『類似バッジ』という。

- 類似バッジの種類については公式バッジと公認バッジの2種類とし、類似バッジの使用は理事会の承認を得る事を必要とする。但し、役職バッジの種類に定めるバッジについては承認されているものである。
- バッジは、本会の指定する者以外が作成してはならない。
- 本規程に定めるバッジ以外の使用はこれを認めない。すでに使用されている未承認バッジについては、使用を禁ずる。

平成17年12月 3日 制定

平成20年10月 2日 改定

平成22年10月16日 改正

平成25年11月16日 改正

(役職バッジの種類)

公式バッジ

- 会頭バッジ
- 直前会頭バッジ
- 副会頭バッジ
- 専務理事バッジ
- 顧問バッジ
- 監事バッジ
- 常任理事バッジ (地区担当・会務担当)
- ブロック会長バッジ
- 議長・代表・委員長バッジ
- 会員会議所理事長バッジ

公認バッジ

- 歴代会頭バッジ
- 会員会議所直前理事長バッジ
- 会員会議所歴代理事長バッジ
- 会員会議所副理事長バッジ
- 会員会議所専務理事バッジ
- 会員会議所監事バッジ
- 会員会議所顧問バッジ
- 会員会議所理事バッジ